

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件

千葉国民年金 事案 4363

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、これまで国民年金保険料は納期限内に納付しており、保険料の納付について、催促の連絡や催告状などを一度ももらったことが無いので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年6月に国民年金に加入して以降、平成12年4月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間を除き、長期間にわたり国民年金保険料を納付していることから、納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、自営業を営んでおり、申立期間当時、保険料の納付に影響するような経済的な変化は無かったと申述している上、申立期間の前後の保険料は納付済みであり、申立期間は12か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、これまで国民年金保険料は納期限内に納付しており、保険料の納付について、催促の連絡や催告状などを一度ももらったことが無いので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月以降、平成12年4月に第3号被保険者となるまで、申立期間を除き、長期間にわたり国民年金保険料を納付していることから、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の夫は自営業を営んでおり、申立期間当時、保険料の納付に影響するような経済的な変化は無かったと申述している上、申立期間の前後の保険料は納付済みであり、申立期間は12か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年2月1日から6年7月30日までに係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を3年2月から4年9月までは50万円、同年10月から5年8月までは44万円、同年9月から6年6月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年8月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年7月の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月1日から6年7月30日まで
② 平成6年7月30日から同年8月1日まで

私のA社における標準報酬月額が大幅に引き下げられているので、訂正前の正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

また、私は、平成6年7月31日までA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年8月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、A社に係る申立人の申立期間①のうち、平成3年2月から5年8月までの標準報酬月額は、当初、3年2月から4年9月までは50万円、同年10月から5年8月までは44万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで9万8,000円に減額訂正されている。

また、申立期間①のうち、平成5年9月から6年6月までの標準報酬月額は、当初50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月30日より後の同年8月8日付けで、5年9月1日に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人のほかにも多数の被保険者について、平成5年4月7日付け及び6年8月8日付けで、標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

加えて、A社が加入していたB厚生年金基金（平成4年9月18日付けで脱退）の記録によると、申立人の3年2月から4年8月までの標準報酬月額は、当初のオンライン記録と一致していることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の役員ではないことが確認できるところ、同社の元事業主は、「申立人は、社会保険関係の手続を行っていなかった。」と供述している。

また、元事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年4月7日付け及び6年8月8日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと認められ、当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の3年2月1日から6年7月30日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、3年2月から4年9月までは50万円、同年10月から5年8月までは44万円、同年9月から6年6月までは50万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は平成6年7月31日までA社に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年7月30日より後の同年8月23日付けで、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年7月30日とする処理が行われていることが確認できる。

また、申立人のほかにも多数の被保険者について、平成6年8月23日付けで、被保険者資格の喪失日を同年7月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る履歴事項全部証明書によると、同社は平成6年7月31日において法人であり、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年8月23日付けで、A社の厚生年金保険被保険者の資格を同年7月30日に喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該資格喪失に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年8月1日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年9月の標準報酬月額の記録から、50万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年2月1日から6年7月30日までに係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を3年2月から4年9月までは36万円、同年10月から5年8月までは38万円、同年9月から6年6月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年8月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年7月の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月1日から6年7月30日まで
② 平成6年7月30日から同年8月1日まで

私のA社における標準報酬月額が大幅に引き下げられているので、訂正前の正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

また、私は、平成6年7月31日までA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年8月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、A社に係る申立人の申立期間①のうち、平成3年2月から5年8月までの標準報酬月額は、当初、3年2月から4年9月までは36万円、同年10月から5年8月までは38万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで9万8,000円に減額訂正されている。

また、申立期間①のうち、平成5年9月から6年6月までの標準報酬月額は、当初41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月30日より後の同年8月8日付けで、5年9月1日に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人のほかにも多数の被保険者について、平成5年4月7日付け及び6年8月8日付けで、標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

加えて、A社が加入していたB厚生年金基金（平成4年9月18日付けで脱退）の記録によると、申立人の3年2月から4年8月までの標準報酬月額は、当初のオンライン記録と一致していることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の役員ではないことが確認できるところ、同社の元事業主は、「申立人は、社会保険関係の手続を行っていなかった。」と供述している。

また、元事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年4月7日付け及び6年8月8日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の3年2月1日から6年7月30日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、3年2月から4年9月までは36万円、同年10月から5年8月までは38万円、同年9月から6年6月までは41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は平成6年7月31日までA社に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年7月30日より後の同年8月23日付けで、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年7月30日とする処理が行われていることが確認できる。

また、申立人のほかにも多数の被保険者について、平成6年8月23日付けで、被保険者資格の喪失日を同年7月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る履歴事項全部証明書によると、同社は平成6年7月31日において法人であり、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年8月23日付けで、A社の厚生年金保険被保険者の資格を同年7月30日に喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該資格喪失に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年8月1日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年9月の標準報酬月額の記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日は26万4,000円、同年12月12日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月12日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年6月及び同年12月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。16年6月の記録は賞与明細書があったので訂正されたが、賞与明細書の無い申立期間についても標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出されたB銀行C支店の預金取引明細表により、申立人は、申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成16年度町民税・県民税特別徴収税額の通知書における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間については、事業主により賞与から保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細

書及び上記預金取引明細表により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、平成 15 年 6 月 13 日は 26 万 4,000 円、同年 12 月 12 日は 27 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様に A 社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していた D 健康保険組合は、平成 18 年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和42年3月にA社に入社し、46年9月1日からC社に出向していたが、申立期間を含めA社に継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録に空白があることに納得がいかない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事表及びD健康保険組合から提出された健康保険資格証明書から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和46年9月1日にA社本店からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年7月のオンライン記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間の保険料を納付したと思慮しているが、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和46年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日及び同年12月12日は24万5,000円、16年6月11日は22万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年6月11日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年6月、同年12月及び16年6月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB金庫C支店の入出金明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、申立人は正社員であったことが確認できるところ、複数の元同僚は「正社員は全員賞与が支給されて、厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と供述している上、申立人と勤務地及び職種が同様の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与から当該賞与額に見合う保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細

書及び上記入出金明細書により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、平成 15 年 6 月 13 日及び同年 12 月 12 日は 24 万 5,000 円、16 年 6 月 11 日は 22 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様に A 社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していた D 健康保険組合は、平成 18 年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日及び同年12月12日は33万2,000円、16年6月11日は30万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年6月11日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年6月、同年12月及び16年6月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB銀行C支店の預金取引明細表により、申立人は、申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、申立人は正社員であったことが確認できるところ、複数の元同僚は、「正社員は全員賞与が支給されて、厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と供述している上、申立人と勤務地及び職種が同様の複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与から当該賞与額に見合う保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細

書及び上記預金取引明細表により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、平成 15 年 6 月 13 日及び同年 12 月 12 日は 33 万 2,000 円、16 年 6 月 11 日は 30 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様に A 社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していた D 健康保険組合は、平成 18 年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日及び同年12月12日は28万8,000円、16年6月11日は26万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年6月11日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年6月、同年12月及び16年6月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB銀行C支店の預金取引明細表により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、D町役場から提出された平成16年度及び17年度住民税証明書における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与から保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細

書及び上記預金取引明細表により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、平成 15 年 6 月 13 日及び同年 12 月 12 日は 28 万 8,000 円、16 年 6 月 11 日は 26 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様に A 社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していた E 健康保険組合は、平成 18 年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日及び同年12月12日は26万7,000円、16年6月11日は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年6月11日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年6月、同年12月及び16年6月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB銀行C支店の預金取引明細表により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成15年分及び16年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与から保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細

書及び上記預金取引明細表により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、平成 15 年 6 月 13 日及び同年 12 月 12 日は 26 万 7,000 円、16 年 6 月 11 日は 22 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様に A 社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していた D 健康保険組合は、平成 18 年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 34 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 1 日から 63 年 12 月 1 日まで

私が A 社から B 社（現在は、C 社が承継）に出向していた申立期間の標準報酬月額が低い金額で記録されているが、提出した給料明細書のとおり、出向期間中も継続して A 社から給与が支給され、それまでと同じく標準報酬月額 34 万円相当の厚生年金保険料が控除されていたので、保険料控除額に見合った年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社から B 社に出向したが、継続して A 社から給与が支給されていた。」と供述しているところ、申立人から提出された A 社の給料明細書により、申立期間の一部である昭和 62 年 11 月から 63 年 10 月までの期間及び同年 12 月の給与から標準報酬月額 34 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、62 年分及び 63 年分の給与所得の源泉徴収票から推認できる標準報酬月額とも一致する。

また、A 社は、「申立人は申立期間当時、当社から B 社に出向していた。出向先が低い賃金のため、出向前の手取りの給与と同じ金額が申立人に支払われるよう、差額を当社で補填していたと思われる。出向先からの給与を出向先から直接申立人へ支払うのではなく、当社が預かり、両社の給与を合算したものを当社からまとめて申立人に支払っていた。」と回答していることから、A 社の給料明細書は、申立人が B 社に出向していたときに発行されたものと考えられる。

さらに、A社の回答によると、申立人から提出されたB社発行の昭和62年分及び63年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書で確認できる申立人の給与について、B社は、自社の報酬額のみを基礎とするオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づいて社会保険料を控除後、A社に送金し、A社において34万円の報酬月額に見合う各種控除額を差し引いた推定手取り額に対し、B社から送金された給与の差額を補填していたことがうかがえる。

加えて、上記支払調書に記載された社会保険料額から、前述のとおり、B社は、自社の報酬額のみを基礎とするオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づいて保険料を控除していたことが推認できるものの、申立人の預金通帳により確認できるA社からの入金額は、上記給料明細書に記載された差引支給額と一致する。

一方、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、B社にあることから、申立期間については同社が申立人に係る保険料の控除及び納付を行うことになるところ、A社が補填した申立人の給与に係る社会保険料については、両社間における受渡し状況等は不明であるものの、申立人の標準報酬月額の記録に反映していないことから、両社において、申立人に係る社会保険料控除の取決めが明確にされていなかったことは否めない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を出向元のA社及びB社により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、上記給料明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、出向先のB社は不明としており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び種変事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 23 年 2 月 8 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、あっせんの根拠となる法律の適用関係について厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、申立期間のうち、20 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間における標準報酬月額に係る記録を厚生年金保険法の規定に基づき、38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

私は、平成 19 年 5 月から 21 年 2 月までの間、A 社の社員として派遣先で勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額が、給与支給明細書に記載されている額と「ねんきん定期便」にて知らせを受けた額とで異なるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 20 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたこと、及び事業主は、当該期間における保険料納付の義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、23 年 2 月 8 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

ところで、本件を含む厚生年金事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）の適用について、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断す

ることとしている。

しかしながら、前回なされたあっせんについては、その審議において、厚生労働省の見解に基づく厚生年金保険法と特例法の適用を前提とした標準報酬月額を検証が行われていなかったことが確認された。

このため、改めて厚生労働省の見解に基づく厚生年金保険法と特例法の適用により、当該事案を再審議した結果、平成 20 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

したがって、当該期間については、申立人から提出された給与支給明細書及び事業主から提出された賃金台帳によると、標準報酬月額の改定の基礎となる平成 20 年 2 月から同年 4 月までの標準報酬月額 38 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていることが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間における標準報酬月額に係る記録を 38 万円とすることが必要である。

千葉厚生年金 事案 4801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を56万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月18日

私は、平成21年12月18日の標準賞与額について、支給された賞与(56万1,750円)に相当する厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、記録上は低い額となっているので、調査の上、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「2009年冬季手当台帳(支給者)」から、申立人は、申立期間の賞与として56万1,750円の支払を受け、その賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書において、特例対象者(申立人)が、当該保険料の納付について、「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められた場合には、記録訂正の対象としない旨規定されているところ、当該事業所に係る商業登記簿では、申立人が申立期間当時、B(役職)であったことが確認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、申立期間の賞与支払届の賞与額合計を誤って記載し、社会保険事務所(当時)に届け出たことを認めている上、

当該事業所において、申立期間の前後に支給された賞与に係る標準賞与額の厚生年金保険の被保険者記録に誤りは見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間の賞与支払届の誤りについては過誤によるものと認められることから、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、「2009年冬季手当台帳（支給者）」において確認できる賞与額から、56万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 4802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 89 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 18 日

私は、平成 21 年 12 月 18 日の標準賞与額について、支給された賞与 (89 万 2,250 円) に相当する厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、記録上は低い額となっているので、調査の上、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された「2009 年冬季手当台帳 (支給者)」から、申立人は、申立期間の賞与として 89 万 2,250 円の支払を受け、その賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) 第 1 条第 1 項ただし書において、特例対象者 (申立人) が、当該保険料の納付について、「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められた場合には、記録訂正の対象としない旨規定されているところ、当該事業所に係る商業登記簿では、申立人が申立期間当時、B (役職) であったことが確認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、申立期間の賞与支払届の賞与額合計を誤って記載し、社会保険事務所 (当時) に届け出たことを認めている上、

当該事業所において、申立期間の前後に支給された賞与に係る標準賞与額の厚生年金保険の被保険者記録に誤りは見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間の賞与支払届の誤りについては過誤によるものと認められることから、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、「2009年冬季手当台帳（支給者）」において確認できる賞与額から、89万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉国民年金 事案 4365（事案 3978 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年11月までの期間及び58年10月から60年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から50年11月まで
② 昭和58年10月から60年5月まで

私の年金記録について、申立期間が国民年金未加入期間となっていることに納付できないため、国民年金保険料の納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立てについては、i) 特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立期間②の国民年金保険料を納付した事実は記録されていないこと、ii) オンライン記録では、昭和58年10月1日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる形跡も見当たらないこと、iii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人から具体的な説明を得ることができないことから、申立期間②に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である上、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②に新たに申立期間①を追加して、申立期間①及び②の保険料を全て納付していたので納付済期間として認めてほしいと申し立てている。

しかし、申立期間①について、オンライン記録によると、i) 申立人には、申立期間①の保険料納付の前提となると考えられる手帳記号番号が払い出され、昭和35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得しているものの、36年4月1日に資格喪失しており、B年金事務所の保有する国民年金台帳管理簿においても「喪失」印が押されていることが確認できること、ii) その後の申立人の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、50年11月17日にA市に払い出されていることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、同年12月頃に加入手続が行われたものと推認できること、iii) オンライン記録において申立人の任意加入が同年12月13日と記録され、申立人の所持する年金手帳及び上記被保険者名簿においても、同年12月13日に初めて被保険者資格を取得していることが確認できることなどから、申立期間①は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間①は、176か月と長期間である上、申立人の申立期間①に係る保険料納付の記憶は明確ではなく、納付場所、納付金額及び納付方法などの具体的な状況は不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、当初の申立てに係る当委員会の決定に基づく通知に加え、今回、改めて見ても、申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、前回の申立てと同趣旨の主張であり、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月から42年3月まで

昭和37年3月当時、実家の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるのに、未納の記録とされているのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張しているが、申立人の特殊台帳、A村（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿及びC区の年度別納付状況リストにおいて、申立期間は未納と記録され、オンライン記録と一致している上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和42年8月にD市に払い出された手帳記号番号であることが確認でき、同時点で、申立期間のうち、37年3月から40年6月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、特殊台帳の昭和40年7月から41年3月までの各欄には、「時効消滅」と押印され、昭和41年度の欄には、「この年度4月分より12月分まで時効消滅」と押印されていることが確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡している上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成2年2月まで

申立期間の国民年金については、私が大学生だったので、実家の父が保険料を納付してくれたと聞いている。父は、11年前に、母も昨年亡くなり、詳しいことを確認できないが、父がきちんと申立期間の保険料を納付してくれていたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大学生でA市に下宿していたとき、実家（B市）の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成5年5月20日にC市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の加入手続は、申立人の手帳記号番号前後の第3号被保険者の資格取得日から、6年12月頃に行われたものと推認されることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成6年9月16日と記載され、D市の国民年金被保険者名簿においても申立人の国民年金の被保険者資格取得日は同年9月16日となっており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間である上、申立期間当時、大学生は任意加入の対象であり、加入手続が行われたと推認される同年12月の時点で、申立期間の保険料を遡って納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は既に死亡しており、申立人の加入手続及び保険料の納付状況等は不明である

上、申立人の戸籍の付票から、申立人は、昭和 61 年 4 月 4 日に、B 市から A 市に住民票を移し、平成 2 年 3 月 20 日まで A 市に住民登録していることが確認できることから、申立期間の加入手続は A 市で行われることとなるが、B 市に在住していた申立人の父が、A 市で申立人の加入手続を行ったとは考え難い。

加えて、申立期間は 28 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4368

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から51年9月まで

私は、昭和53年4月頃にA市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、その際、窓口の職員に過去の未納分の国民年金保険料を特例納付で納付すれば満額の年金が受けられると勧められ、申立期間を含む過去の未納分の保険料40万円ぐらいを数回に分けてB郵便局で納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、初めて国民年金の加入手続きを行った際、A市役所の窓口の職員から、過去の未納の国民年金保険料を特例納付で納付すれば満額の年金が受給できると勧められ、40万円ぐらいを数回に分けて納付したと主張している。

しかし、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和36年4月から42年3月までの第3回特例納付（附則4条）分の納付書が53年12月4日に、51年10月から53年3月までの過年度分の納付書が同年12月1日に、それぞれ発行された旨の記載が確認でき、申立期間の特例納付書が発行された記載は無い上、「附4条案内書送付55年3月15日」の記載が確認できることから、当該時点において、申立期間は未納であり、申立期間の保険料は特例納付されなかったと考えられる。

また、申立人に係る特殊台帳によると、昭和36年4月から42年3月までの保険料は第3回特例納付により、51年10月から53年3月までの保険料は過年度納付により、それぞれ納付した記載となっており、上記被保険者名簿の納付書発行の記載と符合し、申立期間については特例納付の記載は無く、未納の記載となっており、当該特殊台帳に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、過去の未納分の保険料として、数回に分けて40万

円ぐらいの保険料を納付したと主張しているところ、申立期間を含む昭和36年4月から53年3月までの保険料を特例納付及び過年度納付するために必要な金額は77万8,800円となり、申立人が主張する金額と実際に必要となる金額は大きく異なる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から同年12月まで

私は、申立期間当時はA県B市に住んでおり、銀行、郵便局などの窓口で、毎月、国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。申立期間に係る領収証書は残っていないが、調査して、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B市に居住していたときに、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録において、申立期間直後の平成13年1月から同年3月までの保険料は、15年2月から同年4月までの期間に過年度納付されていることが確認でき、当該各月の保険料は、いずれも保険料徴収権の時効直前に納付されていることを踏まえると、申立期間直後の13年1月の保険料を過年度納付した時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつた事情がうかがえる。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、口頭意見陳述において、申立期間の保険料の納付を裏付ける具体的な申述は得られなかつた。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4370（事案 60 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成元年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで
② 平成元年 4 月から同年 12 月まで

私と私の夫の国民年金保険料の納付及び免除申請は、私が夫婦共に同一の状態になるように行っていた。申立期間については保険料を納付していたので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人の夫に係る所得税の確定申告書の控によると、社会保険料控除欄の国民年金の支払保険料は、昭和 61 年から 63 年までの期間は各「0 円」と記載されていること、及び平成元年は空白のままであることを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間①については、申立人の夫に係る昭和 61 年分の所得税の確定申告書の控によると、社会保険料控除欄の国民年金の支払保険料は「0 円」と記載されており、国民年金保険料を納付したことは確認できない（国民健康保険の支払保険料は、「28,700 円」と記載され、社会保険料控除の合計も同額が記載されている。）。

また、オンライン記録において、申立期間①は、申立人の夫も未納であることが確認できる。

3 申立期間②については、申立人の夫に係る平成元年分の所得税の確定申告書の控によると、社会保険料控除欄の国民年金の支払保険料は空白のままであり、保険料を納付したことは確認できない（国民健康保険の支払保険料は、「152,400 円」と記載され、社会保険料控除の合計も同額が記載されている。）。

また、オンライン記録において、申立期間②の一部である平成元年4月から同年10月までの期間は、申立人の夫も未納であることが確認できる。

さらに、申立人の夫に係る平成2年分の所得税の確定申告書の控において、社会保険料控除欄の国民年金の支払保険料が、「212,400 円」と記載されている（国民健康保険の支払保険料は、「265,440 円」と記載され、社会保険料控除の合計は「477,840 円」と記載されている。）ことについて、申立人は、同年において元年4月から同年10月までの期間の保険料を夫婦で納付（合計額11万2,000円）するとともに、10万400円を多く払い過ぎていると主張しているが、当委員会では、前回の申立てにおいて、2年分の所得税の確定申告書の控の保険料額は、同年分の保険料であると認めて記録訂正が行われており、申立人の今回の主張のみで、元年分の保険料と推認することはできない。

加えて、申立人の昭和61年4月から平成元年3月までの期間並びに申立人の夫の昭和61年4月から62年3月までの期間及び63年7月から平成元年3月までの期間は免除期間である上、申立人の夫は、未納とされている昭和62年4月から63年6月までの期間も免除申請を行っており保険料の納付書を受け取った記憶は無いと主張していることから、申立人及び申立人の夫に対して、これらの期間に係る保険料の納付書は交付されない状況であり、10万400円を多く払い過ぎるとは考え難いことから、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

4 このほか、申立人は、保険料納付を示す資料として新たに書面等を提出しているが、提出資料に保険料納付をうかがわせる記載は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4371 (事案 59 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から61年3月までの期間及び平成元年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和62年4月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から61年3月まで
② 昭和62年4月から63年6月まで
③ 平成元年4月から同年10月まで

私と私の妻の国民年金保険料の納付及び免除申請は、私の妻が夫婦共に同一の状態になるように行っていた。申立期間①及び③については保険料を納付しており、また、申立期間②については免除申請をしていたので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の一部である昭和59年4月から61年3月までの期間及び申立期間②及び③に係る申立てについては、i) 60年分の所得税の確定申告書の控において、社会保険料控除欄で国民年金の支払保険料として記載された「79,320円」は、納付済みとされている申立人の妻一人分の国民年金保険料と考えることが自然であること、ii) 申立人に係る所得税の確定申告書の控によると、社会保険料控除欄の国民年金の支払保険料は、59年及び平成元年は空白のままであること、並びに昭和61年から63年までの期間は各「0円」と記載されていることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年2月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妻は、これまでに加入手続は1回のみであり、受け取

った年金手帳は厚生年金保険も含めて1冊のみであると申述している上、その年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月31日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、A市が保管する年金手帳交付簿によると、同年5月1日にA市から申立人へ交付されていることが確認できることから、当該交付日を基準にすると、申立期間①のうち59年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、昭和60年分の所得税の確定申告書の控において社会保険料控除欄の国民年金の支払保険料が、「79,320円」（60年1月から同年12月までの保険料総額と一致）と記載されていることについて、前回の審議結果では、納付記録が一致する申立人の妻の保険料であると判断しているところ、申立人は、その半分は自分の保険料（60年1月から同年6月までの期間までの保険料）であると主張している。しかし、前述のとおり申立人の国民年金の加入手続は61年5月1日以降であることから、仮にその時点において60年の保険料を過年度納付したとしても、申告できるのは61年分の所得税の確定申告書となり、同年2月27日に税務署において受け付けられていることが確認できる60年分の所得税の確定申告書に、その納付金額を国民年金の支払保険料として申告することはできず、上記「79,320円」に申立人の国民年金の支払保険料は含まれていないことが推認できる。

さらに、申立人から提出された確定申告書の控によると、社会保険料控除欄に記載された国民年金の支払保険料は、昭和58年は「69,960円」（申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期が前述のとおり61年5月であることから、この記載金額は、申立人の妻の保険料と推認できる。）と記載されており、59年は空白のままであり、60年は「79,320円」、61年から63年までの期間は各「0円」と記載されていることから、過年度納付を考慮しても申立人が61年3月以前の保険料を納付したとは考え難い（61年4月から62年3月までの期間は免除期間と記録されている）。

加えて、オンライン記録において、申立期間①の一部である昭和61年1月から3月までの期間は、申立人の妻も未納であることが確認できる。

- 3 申立期間②については、オンライン記録において、申立人及び申立人の妻は昭和61年7月31日に同年4月から62年3月までの免除申請を行っており、その後、申立人の妻は同年7月31日及び63年7月30日に各1年間の免除申請を同様に行っている一方、申立人はその妻と異なり、同年10月30日に同年7月から平成元年3月までの期間について免除申請を行っており、申立期間②は未納であることが確認できるところ、A市が保管する電算データにおいても、申立人は昭和61年4月から62

年3月までの期間及び63年7月から平成元年3月までの期間が免除期間並びに申立期間②が未納と記録されており、オンライン記録と一致していることから不自然さは無い。

また、申立人の妻は、申立人の申請免除の手続をB市民センター（当時）で行ったと主張しているが、A市役所は、同市民センターでは申請免除の受付は行っていないと回答していることから、申立人の妻が同市民センターにおいて申請免除の手続を行ったとは考え難い。

- 4 申立期間③については、平成元年分の所得税の確定申告書の控によると、社会保険料控除欄の国民年金の支払保険料は空白のままであり、保険料を納付したことは確認できない（国民健康保険の支払保険料は、「152,400円」と記載され、社会保険料控除の合計も同額が記載されている。）。

また、オンライン記録において、申立期間③を含む平成元年4月から同年12月までの期間は、申立人の妻も未納であることが確認できる。

さらに、平成2年分の所得税の確定申告書の控において、社会保険料控除欄の国民年金の支払保険料が、「212,400円」と記載されている（国民健康保険の支払保険料は、「265,440円」と記載され、社会保険料控除の合計は「477,840円」と記載されている。）ことについて、申立人は、同年において元年4月から同年10月までの期間の保険料を夫婦で納付（合計額11万2,000円）するとともに、10万400円を多く払い過ぎていると主張しているが、当委員会では、前回の申立てにおいて、2年分の所得税の確定申告書の控の保険料額は、同年分の保険料であると認めて記録訂正が行われており、申立人の今回の主張のみで、元年分の保険料と推認することはできない。

加えて、申立人の昭和61年4月から62年3月までの期間及び63年7月から平成元年3月までの期間並びに申立人の妻の昭和61年4月から平成元年3月までの期間は免除期間である上、申立人は、未納とされている昭和62年4月から63年6月までの期間も免除申請を行っており保険料の納付書を受け取った記憶は無いと主張していることから、申立人及び申立人の妻に対して、これらの期間に係る保険料の納付書は交付されない状況であり、10万400円を多く払い過ぎるとは考え難いことから、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

- 5 このほか、申立人は、保険料納付を示す資料として新たに書面等を提出しているが、提出資料に保険料納付をうかがわせる記載は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 61 年 3 月までの期間、平成 3 年 11 月から 4 年 1 月までの期間及び 5 年 12 月から 6 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月から 61 年 3 月まで
② 平成 3 年 11 月から 4 年 1 月まで
③ 平成 5 年 12 月から 6 年 1 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 50 年 2 月頃に、A 市役所 B 支所（現在は、C 市民センター）で国民年金の任意加入の手続を行い、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで、国民年金保険料を納付していた。その後も保険料の納付書が届いたら忘れることなく納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 2 月頃に A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、61 年 5 月 12 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、オンライン記録において、申立人は、同年 4 月 1 日付けで第 3 号被保険者として初めて資格を取得しており、その処理は同年 8 月 4 日に行われていることが確認できることから、申立人は同年 8 月頃に加入手続を行ったことが推認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立期間①については、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②については、オンライン記録において、上記手帳記号番号には平成2年9月1日に厚生年金保険の加入に伴い、国民年金の被保険者資格を喪失した後に再度国民年金の被保険者資格を取得した記録は無く、その後、申立人には9年1月時点において加入していた厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されているところ、申立期間②に係る資格記録は当該基礎年金番号により処理されていることが確認できることから、申立期間②は基礎年金番号制度が導入された同年1月まで国民年金に未加入の期間であったことがうかがえる上、同年1月を基準にすると、申立期間②の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立期間③については、オンライン記録において、申立人が平成11年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金の加入手続が行われていないことを理由として、申立人に対し同年5月21日に国民年金の加入を促す勸奨状が作成され、これに伴い同年7月2日に当該加入勸奨の対象期間及び申立期間③に係る国民年金の被保険者資格記録が追加処理されたことが確認できることから、申立期間③は記録が追加されるまでは国民年金に未加入の期間であったことがうかがえる上、記録が追加された時点において、申立期間③の保険料は時効により納付することができない。

その上、申立人は、平成4年頃に作成したとする保険料額を記入したメモを提出しているが、当該メモには保険料の納付を要しない第3号被保険者期間に係る当時の保険料額が記入されているなど、不自然な点が見受けられる上、ほかに申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付したことをうかがわせる記載は無いことから、当該メモにより申立期間①、②及び③の保険料を納付していたと推認することは困難である。

このほか、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月16日から同年8月1日まで
② 平成8年10月22日から同年11月1日まで

私は、A社に平成8年3月から勤務していた。仮に、試用期間があったとしても同年4月又は同年5月には厚生年金保険に加入しているはずだが、国は、厚生年金保険の被保険者資格取得日を同年8月1日と記録しており、この期間の被保険者記録が無いことに納得できない。また、国の記録は信用できないので、資格喪失日とされている同年10月22日についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において、A社に勤務していたと主張しているが、同社が加入していた厚生年金基金の記録を管理している企業年金連合会及びB健康保険組合から提出された申立人の資格取得日及び資格喪失日の記録によると、資格取得日は平成8年8月1日、資格喪失日は同年10月22日と記録されていることから、厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、雇用保険の加入記録と符合していることが確認できる。

また、申立人は、「A社を退職後、1か月経過しないうちにC社に勤務した。」と供述しているところ、オンライン記録からA社の資格喪失日である平成8年10月22日から約10日後の同年11月1日にC社で厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「書類等は保管しておらず、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、申立期間①及び②の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4804 (事案 1366 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 9 月 15 日から 20 年 8 月 31 日まで
私の厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) には、「全期間に対応する名簿紛失 25. 9. 13、一部照合済み台帳 31. 8. 21」の記載があり、明らかに当局が私の記録を紛失しているので、申立てどおりに記録を訂正してほしい。

再申立てに当たり、新しい資料として「A 規程」等を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、労働者年金保険法においては、内地 (現在の日本国内) の事業所を適用の対象とし、外地の事業所に勤務する者は被保険者とならず、内地の事業所で被保険者資格を取得してから外地へ転出した者は、被保険者資格が継続する取扱いとなるが、外地の事業所からさらに他の外地の事業所に勤務することになった場合の被保険者資格の継続については、触れられていないところ、「B 社社史」によれば、昭和 17 年 9 月 15 日に動員令が発令されたことに伴い、大規模な組織改編があったことがうかがえ、申立人は、同日に被保険者資格を喪失していることから、「さらに他の外地の事業所に勤務することになった者」として、被保険者とならない取扱いを受けることになったと推認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として A 規程を提出し、再申立てを行っているところ、当該規程第 7 条の記載は、「C 局及び D (部門) の職員は E 軍省業務嘱託たる B 社職員をもってこれに充てその編制は F (役職) これを定む」とされ、E 軍は、B 社職員を E 軍の嘱託としたことは読み

取れるが、厚生年金保険の取扱いに関しては確認できない。

また、申立人は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に「名簿紛失」と記載されていることから、自身の記録も紛失した被保険者名簿にあったはずであるとし、年金記録の訂正を求めている。旧台帳とは、厚生省本省（当時）において被保険者個人ごとに作成し管理していたものであり、旧台帳から磁気テープに記録データを収容するための前作業として、各社会保険事務所（当時）で旧台帳と被保険者名簿の突き合わせが行われ、その際に突き合わせるべき被保険者名簿が無い場合に「名簿紛失」との記載をする事務処理であったところ、日本年金機構G事務センターH（部門）は、「B社I支店の被保険者名簿については、等級別の被保険者数が昭和19年6月30日から記載されていること、当該被保険者名簿の記載状況（筆跡等）から少なくとも同日以前から保管されているものとする。旧台帳の「名簿紛失」の記載は、当時の担当者が照合作業を行った際に何らかの理由で被保険者名簿を確認できず記載したと思われるが、被保険者名簿は存在していたので当該記載は誤って記載されたものであると考える。」と回答している。

さらに、申立人の旧台帳においては、既に外地に勤務していた申立人が昭和17年1月1日に労働者年金保険法の被保険者資格を取得（施行17年6月1日）し、同年9月15日に資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。